

医療費の未収金への対応について

1 令和5年2月に実施した支払い意思確認調査について

時効の期間が経過している未収金のうち、これまでの調査で所在不明や生活保護受給中などの理由で回収の見込みがないものに対しては既に債権放棄（不能欠損処理）を行ったが、残った未収金に対して、支払意思確認調査を行ったもの。

- ・対象期間 平成9年度～平成26年7月
- ・対象患者数 2,865人 159,163,247円

調査結果	人数（人）	金額（円）
支払意思 有	288人	4,497,428円
支払意思 無	2,577人	154,665,819円
総合計	2,865人	159,163,247円

※「支払意思 無」については、債権管理条例に基づきR4債権放棄分として処理

2 職員ヒアリングの実施について

過去の未収金業務の状況を確認するため、平成9年度から平成27年度に医事課に在籍した正職員（主査以上）18名にヒアリング調査を実施。

【調査結果のまとめ】

過去の未収金業務の状況	電話や手紙による督促等の回収業務は行っていた。
過去の債権放棄の状況	① 公債権であった平成16年度以前は、債権放棄は行っていた。（分納で時効期間が経過していない債権を除く） ② 私債権となった平成17年度以降は、患者からの時効援用の申し出が必要となり、当院から時効の援用を教示するかどうかの結論が得られなかったため、処理が進まなかった。 ③ 平成28年度に債権管理条例が施行されたが、同年の熊本地震以降、新病院への移転や新型コロナウイルス感染症への対応もあり、債権放棄が遅延した。

3 現在の未収金への対応について

- ・発生予防フローに基づき未収金の発生防止策を実施
- ・回収フローに基づき①督促を実施②支払いがない場合は弁護士法人へ回収委託③それでも回収できない場合は法的措置（支払督促）等の実施
- ・時効期間が経過し、回収の見込みがないものは、債権管理条例に基づき債権放棄を実施